

球磨川水系水防災意識社会再構築会議 規約（案）

（設置）

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9及び第15条の10に基づく大規模氾濫減災協議会として、「球磨川水系水防災意識社会再構築会議」（以下「会議」という。）を設置する。

（目的）

第2条 本会議は、令和2年7月球磨川豪雨等の大規模洪水が近年多発していることや、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、河川管理者、気象台、県、市町村等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、球磨川水系流域治水プロジェクトにおける避難・水防対策を一体的、計画的に推進することにより、流域治水、防災・減災が主流となる社会（水防災意識社会の概念も含む）を目指すことを目的とする。

（組織）

第3条 会議は、会長を置き、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。

2 会議の運営及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を会議に求めることができる。

（幹事会）

第4条 会議に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、会議の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について会議へ報告する。

5 第4項について議論するため、必要に応じて幹事会内にワーキンググループを設置することができる。

6 ワーキンググループは、別表3の職にある者をもって構成する。

7 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会及びワーキンググループに求めることができる。

（会議の実施事項）

第5条 会議は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

二 迅速かつ的確な避難、水防及び社会経済被害の最小化を実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。

三 毎年、会議を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本会議等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、情報の共有を図る。

四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

（会議の公開）

第6条 会議は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、会議に諮り非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を会議へ報告することにより公開と見なす。

（会議資料等の公表）

第7条 会議に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、会議の了解を得て公表しないものとする。

2 会議の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）

第8条 会議及び幹事会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、八代河川国道事務所調査課及び熊本県土木部河川課に置く。

（雑則）

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、会議で定めるものとする。

（附則）

第10条 本規約は、平成28年 6月 9日から施行する。

（附則一部改定）

本規約は、平成30年 5月30日から施行する。

（一部改定）

本規約は、令和3年 4月 1日から施行する。

（一部改定）

本規約は、令和4年 6月 3日から施行する。

（一部改定）

本規約は、令和5年 6月 2日から施行する。

別表 1

球磨川水系水防災意識社会再構築会議委員名簿

八代市長
人吉市長（会長）
芦北町長
錦町長
あさぎり町長
多良木町長
湯前町長
水上村長
相良村長
五木村長
山江村長
球磨村長
熊本県 知事公室 危機管理防災課長
熊本県 企画振興部 政策監
熊本県 土木部 河川課長
熊本県 市房ダム管理所長
熊本県 県南広域本部 土木部長
熊本県 芦北地域振興局 土木部長
熊本県 球磨地域振興局 土木部長
気象庁 熊本地方气象台長
九州地方整備局 八代河川国道事務所長
九州地方整備局 川辺川ダム砂防事務所長

別表 2

球磨川水系水防災意識社会再構築会議（幹事会）委員名簿

八代市	危機管理課長
人吉市	防災 安全 課長
芦北町	総務課長
錦 町	総務課長
あさぎり町	総務課長
多良木町	総務課長 危機管理防災課長
湯前町	総務課長
水上村	総務課長
相良村	総務課長
五木村	総務課長
山江村	総務課長
球磨村	総務課長
熊本県 知事公室 危機管理防災課	課長補佐
熊本県 企画振興部 球磨川流域復興局付	課長補佐
熊本県 土木部 河川課	課長補佐
熊本県 市房ダム管理所	管理課長
熊本県 県南広域本部 土木部	維持管理課長
熊本県 県南広域本部 芦北地域振興局 土木部	維持管理調整課長
熊本県 県南広域本部 球磨地域振興局 土木部	維持管理調整課長
気象庁 熊本地方气象台	防災管理官
九州地方整備局 八代河川国道事務所	副所長
九州地方整備局 川辺川ダム砂防事務所	副所長

別表 3

球磨川水系水防災意識社会再構築会議（ワーキンググループ）委員名簿

八代市
人吉市
芦北町
錦 町
あさぎり町
多良木町
湯前町
水上村
相良村
五木村
山江村
球磨村
熊本県 知事公室 危機管理防災課
熊本県 企画振興部 球磨川流域復興局付
熊本県 土木部 河川課
熊本県 市房ダム管理所
熊本県 県南広域本部 土木部
熊本県 県南広域本部 芦北地域振興局 土木部
熊本県 県南広域本部 球磨地域振興局 土木部
気象庁 熊本地方气象台
九州地方整備局 八代河川国道事務所
九州地方整備局 川辺川ダム砂防事務所

※ 委員は、ワーキンググループで議論する内容に応じて、各構成組織より実務担当者を選出し、ワーキンググループに参加させる。